

青森市市税条例（平成十七年条例第六十二号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第一条から第一百五十八条まで　〔略〕</p> <p style="text-align: center;">（国民健康保険税の課税額）</p> <p>第一百五十九条　〔略〕</p> <p>2・3　　〔略〕</p> <p>4　第一項第三号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第二項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した<u>所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額</u>の合算額とする。ただし、当該合算額が十七万円を超える場合には、介護納付金課税額は、十七万円とする。</p> <p>第一百六十条から第一百六十六条まで　〔略〕</p> <p style="text-align: center;">（介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額）</p> <p>第一百六十七条　第一百五十九条第四項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者一人について<u>九千二百六十円</u>とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>（介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額）</u></p> <p>第一百六十七条の二　第一百五十九条第四項の世帯別平等割額は、一世帯について<u>四千五百四十円</u>とする。</p> <p>第一百六十八条から第一百七十八条まで　〔略〕</p>	<p>第一条から第一百五十八条まで　〔略〕</p> <p style="text-align: center;">（国民健康保険税の課税額）</p> <p>第一百五十九条　〔略〕</p> <p>2・3　　〔略〕</p> <p>4　第一項第三号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第二項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した<u>所得割額及び被保険者均等割額</u>の合算額とする。ただし、当該合算額が十七万円を超える場合には、介護納付金課税額は、十七万円とする。</p> <p>第一百六十条から第一百六十六条まで　〔略〕</p> <p style="text-align: center;">（介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額）</p> <p>第一百六十七条　第一百五十九条第四項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者一人について<u>一万三千八百円</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">〔新設〕</p> <p>第一百六十八条から第一百七十八条まで　〔略〕</p>

改正後	改正前
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第百七十九条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第百五十九条第二項本文の基礎課税額からイ及びロに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が六十五万円を超える場合には、六十五万円）、同条第三項本文の後期高齢者支援金等課税額からハ及びニに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が二十万円を超える場合には、二十万円）並びに同条第四項本文の介護納付金課税額からホ及びへに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が十七万円を超える場合には、十七万円）の合算額とする。</p> <p>一 法第七百三条の五第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、四十三万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第七百三条の五第一項に規定する総所得金額に係る所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得について同条第三項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第一項に規定する給与等の収入金額が五十五万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第七百三条の五第一項に規定する総所得金額に係る所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得について同条第四項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢六十五歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が六十万</p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第百七十九条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第百五十九条第二項本文の基礎課税額からイ及びロに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が六十五万円を超える場合には、六十五万円）、同条第三項本文の後期高齢者支援金等課税額からハ及びニに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が二十万円を超える場合には、二十万円）並びに同条第四項本文の介護納付金課税額からホに_____掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が十七万円を超える場合には、十七万円）の合算額とする。</p> <p>一 法第七百三条の五第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、四十三万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第七百三条の五第一項に規定する総所得金額に係る所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得について同条第三項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第一項に規定する給与等の収入金額が五十五万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第七百三条の五第一項に規定する総所得金額に係る所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得について同条第四項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢六十五歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が六十万</p>

改正後	改正前
<p>円を超える者に限り、年齢六十五歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が百十万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が二以上の場合にあつては、四十三万円に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>イから二まで [略]</p> <p>ホ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第百五十八条第二項に規定する世帯主を除く。)一人について <u>六千四百八十二円</u></p> <p><u>ヘ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 一世帯について 三千百七十八円</u></p> <p>二 法第七百三条の五第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、四十三万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、四十三万円に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者一人につき二十八万五千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>イから二まで [略]</p> <p>ホ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険</p>	<p>円を超える者に限り、年齢六十五歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が百十万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が二以上の場合にあつては、四十三万円に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>イから二まで [略]</p> <p>ホ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第百五十八条第二項に規定する世帯主を除く。)一人について <u>九千六百六十円</u></p> <p>[新設]</p> <p>二 法第七百三条の五第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、四十三万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、四十三万円に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者一人につき二十八万五千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>イから二まで [略]</p> <p>ホ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険</p>

改正後	改正前
<p>者（第百五十八条第二項に規定する世帯主を除く。）一人について <u>四千六百三十円</u></p> <p><u>へ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 一世帯について 二千二百七十円</u></p> <p>三 法第七百三条の五第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>四十三万円</u>（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、<u>四十三万円</u>に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者一人につき<u>五十二万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前二号に該当する者を除く。）</p> <p>イからニまで 〔略〕</p> <p>ホ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第百五十八条第二項に規定する世帯主を除く。）一人について <u>千八百五十二円</u></p> <p><u>へ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 一世帯について 九百八円</u></p> <p>2 〔略〕</p> <p>第百七十九条の二から第百八十四条まで 〔略〕</p>	<p>者（第百五十八条第二項に規定する世帯主を除く。）一人について <u>六千九百円</u>_____</p> <p>〔新設〕</p> <p>三 法第七百三条の五第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>四十三万円</u>（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、<u>四十三万円</u>に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者一人につき<u>五十二万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前二号に該当する者を除く。）</p> <p>イからニまで 〔略〕</p> <p>ホ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第百五十八条第二項に規定する世帯主を除く。）一人について <u>二千七百六十円</u></p> <p>〔新設〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>第百七十九条の二から第百八十四条まで 〔略〕</p>